

石垣市地域建設業経営強化融資制度に係る債権の譲渡に関する事務取扱要領の一部を改正する要領

石垣市地域建設業経営強化融資制度に係る債権の譲渡に関する事務取扱要領（平成21年12月1日制定）の一部を次のように改正する。

附則中「令和8年」を「令和13年」に改める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。